

高校生活について

(1) 礼儀・作法

お互いに人格を尊重し、敬意をもって接しよう。また、あいさつは日常的に自分のものとしよう。

(2) 身だしなみ・服装

- ① 通学には服装規程に定める制服を着用すること。
- ② 服装は清楚で気品あるように心掛けること。髪の毛の染色・パーマメント及び奇抜なものは禁止。
- ③ 化粧・ピアス等の装飾品は禁止。
- ④ 通学靴は学生にふさわしいものを使用すること。校舎内では定められた上履きを用い、体育館フロアーには体育館シューズまたは素足であること。

(3) 登校・下校

- ① 8時30分までに登校し、登校後は外出しないこと。やむを得ず外出しなければならないときは、所定の外出許可証に用件を記入し、教員の許可印を得ること。
- ② 下校時刻は午後5時。

(4) 校内生活

自主性を尊重し、学校生活がお互いの努力によって、明るく楽しいものとなるよう心掛けよう。

- ① 貴重品はなるべく持参しないこと。やむを得ず持参したときは、紛失や盗難のないように注意を払うこと。なお体育や部活動などで携行できないときはロッカーを利用すること。
- ② 校内における金品の紛失・盗難・拾得については必ず生徒指導部に届けること。
- ③ 校舎や学校備品などを大切に扱い、汚したり壊したりしないようにすること。
- ④ 備品などを過って破損させた場合は、関係教員または学級担任に申し出ること。なお補修にかかる費用については原則実費負担とする。
- ⑤ 学習に関係のない雑誌、漫画、遊戯具は学校に持参しないこと。
- ⑥ 授業中の携帯電話の使用は原則として禁止。特に考査中は厳禁とする。

(5) 校外生活

高校生としての自覚をもち、自律ある行動をしよう。

- ① 高校生として好ましくない場所への出入りは厳に慎むこと。
- ② 下校時の無駄な寄り道や、夜間の外出は控えること。
- ③ 旅行に出る際は周到な計画をたて、保護者の承認を得ること。学割が必要な場合には旅行届を提出し、生徒指導部・学級担任・事務室の承認を得ること。
- ④ アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情などによりやむを得ずアルバイトをする場合は、事前に保護者・担任などとよく相談し、アルバイト届を提出すること。

(6) 禁止事項

- ① 飲酒・喫煙・シンナーなどの薬物の使用及び同席。

- ② 暴力行為や他人に迷惑をかける行為。
- ③ 他人を誹謗中傷するメールや、SNSなどへの書き込み。
- ④ 考査中の不正行為。
- ⑤ 通学時に単車や自動車を運転すること（休日、制服での運転も含む）。重大な交通違反、暴走行為など。
上記の禁止事項に違反した生徒には、懲戒処分を含む厳重な指導を行う。

(7) アルバイト規定

- (1) 授業期間中のアルバイトは禁止する。ただし、授業料減免、奨学金を受けている等の真にやむをえない事情のある場合は、以下のルートを通して認める場合がある。
《許可ルート》
保護者→担任→学年生指係→部長
- (2) 長期休業中のアルバイトについては、以下の禁止条件下のものを除いて届け出制とし、担任を届出先とする。
《禁止の条件》
 - ① 危険度の高い業務に従事する場合
 - ② 就業時間が夜間にわたる場合
 - ③ 単車や自動車を使用する場合《届け出ルート》
保護者→担任→学年生指係→部長

諸届・願・手続一覧表

届・願事項	届・願用紙	用紙 交付場所	手 続
1 在学証明	在学証明書交付願	事務室	生徒→事務室
2 生徒証明書の紛失	生徒証明書の紛失	事務室	生徒→担任→生指部→事務室
3 住所等変更	住所等変更届	事務室	生徒→(住民票添付)→事務室
4 定期券購入	定期券購入用紙	各会社	生徒→事務室(最初の購入時のみ)
5 旅行・学割	旅行届・学割交付願	生指部室	生徒→担任(部活動は顧問)→生指部
6 欠席	欠席届	職員室	生徒→担任
7 学校感染症による欠席	学校感染症による欠席届	職員室	生徒→担任→保健室
8 忌引	忌引届	職員室	生徒→担任
9 公欠	公欠連絡願 許可連絡票	職員室	生徒→関係教科・部・部顧問等→担任 ○担任→生徒(提出を依頼された者)→ 教科担任→担任
10 遅刻	遅刻届 及び入室許可書	生指部室	生徒→生指部 ○生指部→生徒→教科担任
11 早退	早退願 及び欠課 連絡届	職員室 及び保 健室	生徒→担任 ○担任→生徒(提出を依頼された者)→ 教科担任→担任 ○担任→生徒→保護者 ○担任→生徒→保護者→生徒→担任
12 外出	外出願 及び欠課 許可証	職員室	生徒→担任 ○担任→生徒(提出を依頼された者)→ 教科担任→担任 ○担任→生徒→担任
13 拾得物	拾得物届	生指部室	生徒→生指部
14 紛失・盗難	紛失届・盗難届	生指部室	生徒→生指部
15 アルバイト	アルバイト届	生指部室	生徒→担任→生指部
16 部の入・退部	入部・退部届	職員室	生徒→担任→部顧問
17 部・同好会の設立	部・同好会設立願	職員室	生徒→部・同好会顧問→生徒会
18 部・同好会・クラス等の練習又は行事(延長・早朝・休日)及び対外試合	行事許可願・2通	職員室	生徒→部顧問・担任等→生徒会→ 教頭
19 掲示物の許可	掲示物許可願	職員室	生徒→関係教員→生徒会
20 保健室利用	保健室利用連絡票	保健室	養護教諭→生徒→教科担任

◎通 学

通学時には交通ルールを守り、安全な通学を心掛けてください。

通学指導期間には教員が通学路に立ちます。その際には教員の指示に従ってください。

自転車通学者については、学校発行のラベルを貼った自転車を使用すること。

◎教育相談(カウンセラー活動)

人生には悩みはつきものです。理想と現実の相剋、自信と不安の激しい交錯、これらはこれから大きく伸びていこうとする君達の特質とも言えましょう。しかし、ひとりで考えこんでいてもなかなか解決がつかないことは多いし、時には深刻になってしまうこともあります。そのような場合「誰も自分をわかってくれない。」などと自分の殻の中に閉じこもるのではなく、家の人、友人、先生など誰かと話し合ってみる勇気をもってください。それが直ちに解決につながるとは限りませんが、本校の教員は君達の話しかけを期待しています。定期的に相談室も開放していますので、遠慮なく相談をもちかけてください。

服 装 規 程

1. 制 服

(1) 男子制服

上着はシングル3つボタン。箱ポケット、胸にはエンブレム。後身ごろはサイドベンツ、学校指定のカッターシャツにネクタイ。スラックスは脇ポケット、ワシントン、裾はシングル仕上げ。

(2) 女子制服

上着はシングル3つボタン。箱ポケット、胸にはエンブレム。上衿と脇ポケット玉緑部分はスカート生地にて切替し。後身ごろはサイドベンツ、学校指定のブラウスにリボン又はネクタイ。スカートは20枚車ヒダスカート、左脇ポケット付き。

(3) 夏季略服

男子：半袖または長袖カッターシャツ、ズボン
(学校指定のもの)

女子：半袖または長袖ブラウス、スカート
(学校指定のもの)

(4) 夏季略服着用期間及び衣替え調整期間

原則として6月1日から9月30日までとする。衣替え(6月1日、10月1日)前後に調整期間を設ける。期間については生徒指導部より連絡する。

2. 防寒具規定

(1) 制服の上に着る防寒具

- ① オーバー、コート、ジャンパー、ヤッケ、ウインドブレーカーとする。
- ② 華美でないことを基準にして指導する。
- ③ 防寒具の下に必ず制服上着と指定のカッターまたはブラウスを着用すること。
- ④ 原則として通学のみを着用とし、室内では着用しないこと。
- ⑤ 着用期間は11月1日から3月31日までとする。

(2) 制服上着の下に着る補助防寒具

- ① 学校指定のセーター、ベスト、カーディガンに限定する。(トレーナー、ジャージなどは禁止)
- ② 冬服着用期間中、登下校時には、補助防寒具の上に必ず制服上着を着ること。

(3) 手袋・マフラー・帽子

通学時のみの着用とし、室内では着用しないこと。

事務室関係の諸手続きについて

(1) 事務室受付時間

平日 8時30分～17時00分

(2) 通学定期の購入

通学定期券を購入するには、学校が発行する「通学証明書」、「通学定期乗車券発行控(生徒証明書)」、「定期券購入申込書」のいずれかを各交通機関定期券販売窓口へ提出してください。

通学区間は、自宅最寄り駅から学校最寄り駅です。

継続の場合は、使用中の定期券と生徒証明書(有効期限内のもの)を窓口で提示すれば購入することができます。

(3) 学生割引証

- ・発行を希望する場合は枚数は必ず7日前までに担任へ申し込むこと。なお、発行の条件は申込書の裏面に記載されていますので確認してください。
- ・申し込みの用紙は、生徒指導室にあります。保護者と担任(部活動は顧問)の認印が必要ですのでその期間も考慮して、早めに用紙をもらうようにしてください。

(4) その他

生徒証明書の再発行、住所変更届、保護者変更届、在学証明書などの発行については、22頁「諸届・願・手続一覧表」のとおりです。

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は、大阪府立大冠高等学校生徒会とする。

第2章 目的

第2条 本会は、個々の人格の完成をめざし、学校生活の自主的運営によって、自主、自立の精神の涵養をはかり、自由、平等で差別のない生徒集団をつくとともに、学校行事に参画することに努めることを目的とする。

第3章 会員

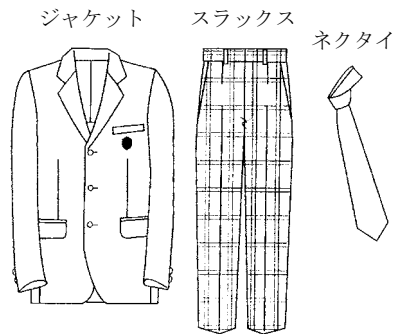
策3条 本会は、本校全生徒をもって構成し、会員は選挙権、被選挙権その他の権利と義務を有する。

第4章 役員及び任期

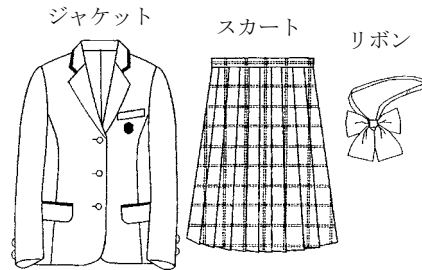
第4条 本会には、次の役員をおく。

1. 会 長	1名
2. 副 会 長	〃
3. 書 記	〃
4. 会 計	〃

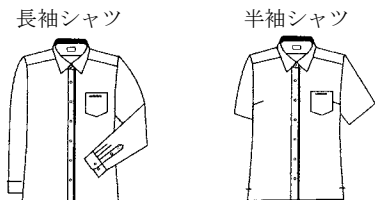
男子冬服



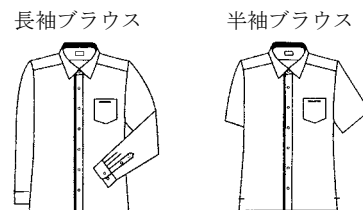
女子冬服



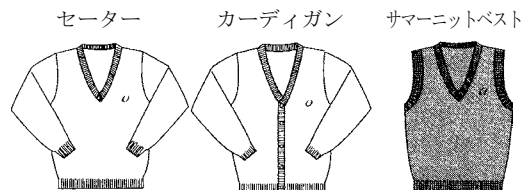
男子夏服



女子夏服



男女共通



11. 生徒指導部から

1. 高校生活について

(1) 礼儀・作法

お互いに人格を尊重し、敬意をもって接しましょう。また、あいさつは日常的に自分のものとしましょう。

(2) 身だしなみ・服装

- ① 通学には服装規程に定める制服を着用すること。制服の変形（スカートを短くする）などは買い換えの対象となります。
- ② 頭髪については、染色・パーマメント・メッシュなどはしないこと。尚、生まれつきの色や天然のウェーブ、パーマである場合は頭髪登録制度があります。
- ③ ピアス等のアクセサリー類の着用はしないこと。
- ④ 化粧、ネイル（つけ爪含む）等は禁止。

(3) 登校・下校

- ① 登校後は外出しないこと。やむをえず外出の必要がある時には、所定の外出許可証に用件を記入し、教員の許可印を受けること。〈外出許可書〉
- ② 下校時刻は17:00です。
- ③ 延長届を出したクラブ等、教員付添のある場合は、活動延長を認めています。日曜日及び土曜日は、顧問等教員付添のある場合に限り活動を認めています。

(4) 欠席・遅刻・早退等の連絡や届出

- ① 欠席する場合は、保護者を通じて、グーグルフォームまたは電話ですみやかに学校まで連絡すること。
- ② 遅刻・早退が事前にわかっている場合は、保護者を通じて学級担任へ連絡すること。
- ③ 登校後体調不良等のため早退する時は、学級担任等の承認を所定の用紙で得て、授業担当の先生に届け出ること。〈早退届〉

(5) 校内生活

自主性は尊重しますが、学校生活が互いの努力によって、みんなが明るく楽しくなれるように心掛けよう。

- ① 貴重品はなるべく持参しない、やむをえず持参したときは、紛失や盗難のないように注意を払うこと。体育、その他の授業、部活動等で貴重品を携行できない場合は、貴重品袋を利用して万全を期すること。〈貴重品袋〉
- ② 金品を紛失したり、盗難にあった場合、並びに金品を拾得した場合は、生徒指導部に届け出ること。〈遺失物届・盗難届〉
- ③ 校舎・校具等の公共物を大切に扱い、その使用に留意し、故意に汚損しないこと。誤って破損した場合は、関係の先生又は担任に届け出ること。〈破損届〉原則として、破損個所の補修について実費弁償の責任を負わねばならない。
- ④ 学校内外での生徒の集会を計画する場合は、必ず生徒会部に事前に届け出て許可を受けること。

- ⑤ 掲示物を貼付、又はビラ等を配布するときは、事前に生徒会部に届け出て許可を受けること。
- ⑥ 学習に関係のない雑誌・漫画本・遊戯具などは、学校に持参しないこと。
- ⑦ 携帯電話は、必要な場合を除いて学校に持ってこないこと。止むを得ない場合は、他人の迷惑にならないよう十分配慮すること。特に、授業中、考査中は必ず電源を切って、カバンの中に入れておくこと。

(6) 校外生活

高校生としての自覚をもち、自律ある行動をしよう。

- ① 高校生として好ましくない場所への出入りは厳に慎むこと。
- ② 下校時の無駄な寄り道や、夜間の外出は控えること。
- ③ 旅行に出る際は、周到な計画をたて、保護者の承認を得ること。学割が必要な場合には、旅行届を提出し、生徒指導部・学級担任・事務室の承認を得ること。〈旅行届〉
- ④ アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情などによりやむを得ずアルバイトをする場合は、事前に保護者・担任などとよく相談し、アルバイト届を提出すること。〈アルバイト届〉

(7) 禁止事項

- ① 酒類・喫煙具・薬物の使用及び所持及び同席。
- ② 暴力行為や暴言、他人に迷惑をかける行為。
- ③ 考査中の不正行為。
- ④ 通学時に単車や自動車を運転すること。重大な交通違反、暴走行為など。
- ⑤ 携帯電話等による他人を誹謗中傷するような書き込み迷惑メールなど。上記の禁止事項に違反した生徒には、学校は特別指導を行う。

2. 服装について

通学には本校指定の制服を着用すること。

(1) 制服（冬服）

- ① 男子制服 ジャケット・スラックス・学校指定のカッターシャツにネクタイ着用のこと。
- ② 女子制服 ジャケット・スカート（またはスラックス）・学校指定のカッターシャツにリボンまたはネクタイ着用のこと。

(2) 夏服略服（夏服）

- ① 男子制服 半袖カッターシャツ・スラックス
- ② 女子制服 半袖ブラウス・スカート（またはスラックス）

(3) 着用期間および調整期間

- ① 冬服 …… 原則として10月1日から5月31日まで
- ② 夏服 …… 原則として6月1日から9月30日まで
- ③ 調整期間は天候の状況に応じて生徒指導部より連絡する。

(4) 補助防寒具

学校指定の校章入りのもの（セーター、カーディガン、サマーベスト）に限る。期間は限定しない。

(5) 防寒具

- ① 11月1日から3月31日までを厳冬期とし防寒具の着用を許可する。
- ② 制服の上に着るもの …… ウインドブレーカー、オーバーコート、コート、ジャンパー
ただし、華美ではないもの、校舎内・教室内での着用不可。
- ③ 手袋・マフラー・帽子など 校舎内・教室内での着用不可。

3. 通学について

(1) 安全通学

- ① 通学時には、交通ルール・マナーを守り、自身はもとより周囲の安全についても十分注意すること。
- ② 通学時に事故に遭った場合は、冷静に対処し、速やかに家庭と学校に連絡すること。

(2) 自転車通学について

- ① 通学用自転車には必ず学校指定のステッカーを貼ること。
- ② 自転車は所定の駐輪場所に置き、必ず施錠すること。
- ③ 傘さし運転は法律に違反する危険な行為です。雨天はレインコート（カッパ）を着用すること。通学用レインコートは、市販のものでも結構です（必ず記名すること）。
- ⑤ 携帯電話を操作しながらの運転、イヤホンなどで音楽等を聴きながらの運転は法律違反です。
- ⑥ 令和5(2023)年4月1日より、ヘルメット着用が努力義務となっています。
- ⑥ その他、交通ルール・マナーを守ること。

(3) 自転車保険の加入について

本校では、PTAの団体保険に加入していますが、その他通学途中の事故に備えて集団加入の自転車保険を斡旋しています。詳しくは、入学説明会のときに配布するパンフレットをお読みください。

4. 教育相談（カウンセリング）

人生には悩みがつきものです。特に思春期は、クラスやクラブの中での人間関係、家庭での親子関係、学習や進路に関する事など、さまざまな悩みが生じることでしょう。そんなとき、その悩みを自分ひとりで抱えこんでしまわずに、「他の人に話を聞いてもらう」というだけで、たとえ直ちに問題が解決するわけではなくても、少しは気持ちが楽になるものです。

本校では、リラックスしてそのような話ができる場所として、中棟1Fに「相談室」を設置しています。外部から専門のカウンセラーの先生にも来ていただくなどして、さまざまな悩みの相談に対応しています。生徒・保護者の皆さんの積極的なご利用をお待ちしています。